

〔戸沢村住宅リフォーム総合支援事業
戸沢村持家住宅整備促進事業〕のご案内

住宅の新築やリフォーム工事に『補助金』を交付します

戸沢村では、村民の住環境の向上と定住促進のため、住宅の新築やリフォーム工事に
対し補助金を交付しています。

住宅を『新築』する場合

○戸沢村持家住宅整備促進事業補助金

- ・補助額：対象工事費の**10%【限度額 50万円】** ※1
- ・対 象：住宅及び附属屋等

※1 村外「県内」の業者が工事を行う場合は、対象工事費の
5%【限度額 25万円】となります。
排水設備工事を含む建築工事の場合は限度額が引き上げられ
村内業者は**75万円**、村外「県内」業者は**50万円**となります。
下記リフォーム総合支援事業併用の場合は補助額が通常補助
金額の**50%**となります。

住宅を『リフォーム』する場合

○戸沢村持家住宅整備促進事業補助金

- ・補助額：新築住宅と同様※2

※2 ただし、村内空き家を取得して定住するための工事については
村内業者の工事の場合は対象工事費**50%【限度額 150万円】**
村外「県内」業者の場合は対象工事費**25%【限度額 75万円】**
となります。

○戸沢村住宅リフォーム総合支援事業補助金

- ・補助額：対象工事費の**20%【限度額 24万円】** ※3
- ・対 象：県内の業者による住宅リフォーム工事で、
要件（新生活様式、補強、省エネ、バリアフリー等）を満たす工事

※3 移住・新婚・子育て世帯は、補助率及び限度額が
30%・30万円まで引き上げられます。
耐震改修分については**50%・100万円**が上限となります。

※ 申請書は工事開始の10日前まで提出して下さい。

予算の都合上募集が早期終了する場合がありますのでご了承ください。

・詳しくは、建設水道課建設係（電話 72-2547）まで
お問い合わせください。